

## 生鮮物分野〔特用林産物〕の申請について

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨制度は審査要件として安全・安心面を含め厳格に確認・審査を行い運用しております。申請要件に適合しないこと及び法令に違反となる事項が発見された場合は、プレミアム和歌山として認定できません。

また、認定後、法令違反等制度の趣旨に違反した事象等が発生した場合、認定の取消及び公表を行います。

※現在の商品表示等に疑義がある場合は関係行政機関に事前にお問い合わせ、指導を受けることをお勧めします。（申請後、もしくは認定後に虚偽記載等判明した場合は、当制度による処分の他、各関係法令による処分も行われます。十分に留意し、適正表示を行ってください。）

### ○生鮮物分野〔特用林産物〕申請に係る申請書・添付書類について

・申請には、「申請書」、「申請調書」及び「添付書類」の提出が必要となります。なお、添付書類についてはできるだけ添付していただくようお願いします。企業秘密や個人情報により添付できない場合、振興局担当者が確認させていただきますので、申請窓口まで持参（写し可）してください。

### ◆申請対象外（審査の結果下記の対象と認められたものを含む）となるもの

- 食品表示法、食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（薬機法）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）等に定める基準及びこれらの法令に準じて県が実施する基準等に適合していないと認められるもの
- 公序良俗に反すると認められるもの
- 美術品、骨董品又は奢侈と認められるもの
- 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器
- 他の特許登録品と同一又は明らかに模造品と認められるもの
- 申請時点で販売・提供実績がないもの
- 和歌山県外で生産されたもの

### ◆申請対象者

- 申請する県産品（県内で生産又は製造される産品で他の産品の生産過程に投入されるものを除く。）の生産者又は生産者で組織する団体

### ◆申請対象となる商品

- 別表第8（第8条関係）【特用林産物】の申請要件を満たすもの

### ◆申請書等

- 和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨認定申請書（生鮮物分野）
- 和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨制度（生鮮物分野〔特用林産物〕）申請調書

### ◆添付書類

- 総会資料等事業・活動記録（組織・部会・法人等の活動がわかるもの）
- 出荷規格表等（出荷物を厳選していること、申請品が最上位品であることがわかるもの）
- 実際に使用している独自のマーク・シール及び出荷資材等（写真等でも可）
- 各種認証制度、商標登録等を受けている場合は、その認定・認証の証（写し）
- 申請調書に記載されている事項を客観的に明らかにした書類の写し。  
（申請調書の「2 和歌山らしさ、和歌山ならでは」「3 高い品質」「4 安全安心」「5 環境保全」等、申請者がアピールしたい点に関連する資料です。審査委員会における評価の基礎となります。公的機関で証明されたもの、第三者の評価となる資料などを重視します。）  
（添付がないものについては審査不可能と審査委員に判断される可能性があります。また、必要に応じ、申請内容や添付書類の確認、追加書類の提出をお願いすることがあります。）

※添付書類については、なるべくA4用紙に貼付してご提出願います。

◎提出部数 3部（正本1部、コピー2部を申請先に郵送又は持参。）

この申請により和歌山県が得た個人情報並びに企業秘密は、申請人の了解なしに和歌山県優良県産品推奨制度以外の目的には使用しません。